

「汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令」に基づく環境大臣告示のうち、汚水が地下に浸透することを防止するための措置の案の概要について

汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令(平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。)第4条第1号リの規定に基づき、環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置を、環境大臣告示により定めるもの。

具体的には、下記の全ての条件を満たす構造を有しているもの。

- 1 省令第4条第1号ホの構造のうち特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の地下への浸透を防止するために必要な構造の床及び路面を二重に設けること。
- 2 特定有害物質を含む固体又は液体が地下に浸透したことを目視その他の方法により確認するために十分な空間を前号の二重の床及び路面により形成すること。

なお、適用期日は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)の施行の日(平成22年4月1日)とする。